



～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ40号 2024年10月 発行



こんな時は相談してください



- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいと思う
- ・今の気持ちを聞いて欲しい



- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった
- ・どうしたらいいかわからない



- ・まわりの人に話すことができない
- ・誰に相談したらいいかわからない



- ・納得できないことがある
- ・親や先生と意見が合わない



「こことよ」への相談の方法

お金はかかりません

こんなとき...

- ・家や学校が、つらい、寂しい、困った。
- ・いじめられている。
- ・誰にも言えない。
- ・助けてほしい。

フリーダイヤル

0120-797-931

<相談受付メールアドレス>

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

送信するばあいは、こことよからのメールが受け取れるように設定してください。

<相談室の場所> 豊田産業文化センター4階

<相談できる日>

水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時

金曜日 午後1時～午後8時

話してみてね

自分のことや家族のことなど、うまく話せなくても大丈夫です。
*ひみつは守ります

解決

どうしたらいいかがわかった。ほっとした。安心した。
*困ったことがあったらまた相談してください。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見を聴いて、一番良い方法をいっしょに考えます。

制度改善・勧告

・必要だと判断した場合には、制度改善を求めることもできます。

調べる・話し合う・支援する

・解決に向けて関係する人たちに協力をお願いします。
・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

擁護委員が担当します。

*あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。



「こことよ」にいる擁護委員や相談員を紹介します

子どもの権利擁護委員



渡邊 佐知子 さん
(元児童相談所所長)



山谷 奈津子 さん
(弁護士)



米津 直希 さん
(大学教員)

みんなが安全に安心して生活できるように、3つの魔法の言葉「叩かないで口で言う・やさしく言う・相手が悪くても叩かない」を大人も子ども守れるように応援します。

困った時に相談できる人が浮かびますか？
周りの人に言いにくいことがあったら、こことよにもぜひ相談してみてください。みなさんからの相談をまっています。

新しく子どもの権利擁護委員になりました。皆さんの権利を守るために、少しでもお手伝いできたいなと思っています。よろしくお願ひします。

相談員

「豊田市子ども条例の中で、大切にしたい権利は何ですか？」と質問してみました。



・安心して生きる権利

だれもが大切な人だもの。どんな差別も、いじめも、暴力もうけなくていいし、困ったら相談していいんだよ。

・自分らしく生きる権利

自分の好き!きらい!得意!苦手!
みんな違って当然のこと。あなたはあなたでいいんです。

